

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公表番号】特表2013-540153(P2013-540153A)

【公表日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2013-060

【出願番号】特願2013-534949(P2013-534949)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 Q 5/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 Q 5/06

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月7日(2014.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

当然のことながら、本発明は、ここに具体的に開示及び例示した実施形態に限定されない。本発明の種々の変更が当業者には明らかであろう。そのような変更及び改良は、添付の特許請求の範囲から逸脱することなく行うことができる。

さらに、記載した各範囲は、範囲及びそれらの含まれる特定数値の全ての組み合わせと部分的組み合わせを包含する。さらに、本明細書で引用又は開示した各特許、特許出願及び刊行物は、それらの全体が、引用により本明細書に援用される。

本発明に関連する発明の実施態様の一部を以下に示す。

[態様1]

エチレンアクリル酸コポリマーを含む水性分散体を含む毛髪固定剤組成物。

[態様2]

前記水性分散体がさらにメタロセン触媒ポリオレフィンを含む、上記態様1に記載の毛髪固定剤組成物。

[態様3]

前記メタロセン触媒ポリオレフィンが、エチレン／オクテンコポリマー、エチレン／ブテンコポリマー、エチレン／ヘキセンコポリマー、又はエチレン／ブテン／ヘキセンターポリマーのうちの少なくとも1種、好ましくはエチレンオクテンコポリマーを含む、上記態様1に記載の毛髪固定剤組成物。

[態様4]

前記エチレンアクリル酸コポリマーが、前記水性分散体の質量を基準にして約2質量%～約35質量%の範囲内、好ましくは約4質量%～約20質量%の範囲内で存在する、上記態様1に記載の毛髪固定剤組成物。

[態様5]

前記メタロセン触媒ポリオレフィンが、前記水性分散体の質量を基準にして約10質量%～約50質量%、好ましくは約15質量%～約40質量%の範囲内で存在する、上記態様1に記載の毛髪固定剤組成物。

[態様6]

前記水性分散体が、前記毛髪固定剤組成物の質量を基準にして約0.5質量%～約10

質量%の範囲内、好ましくは約1質量%～約5質量%の範囲内で存在する、上記態様1に記載の毛髪固定剤組成物。

【態様7】

さらにジヒドロキシプロピルトリアルキルアンモニウムクロリドを含む、上記態様1に記載の毛髪固定剤組成物。

【態様8】

上記態様1～7のいずれか一つに記載の組成物の毛髪固定剤としての使用。

【態様9】

上記態様1～7のいずれか一つに記載の組成物を乾燥している毛髪に適用することを含む、毛髪をスタイリングする方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エチレンアクリル酸コポリマー及びメタロセン触媒ポリオレフィンを含む水性分散体を含む毛髪固定剤組成物。

【請求項2】

前記メタロセン触媒ポリオレフィンが、エチレン／オクテンコポリマー、エチレン／ブテンコポリマー、エチレン／ヘキセンコポリマー、又はエチレン／ブテン／ヘキセンターポリマーのうちの少なくとも1種、好ましくはエチレンオクテンコポリマーを含む、請求項1に記載の毛髪固定剤組成物。

【請求項3】

前記水性分散体が、前記毛髪固定剤組成物の質量を基準にして約0.5質量%～約10質量%の範囲内、好ましくは約1質量%～約5質量%の範囲内で存在する、請求項1又は2に記載の毛髪固定剤組成物。

【請求項4】

さらにジヒドロキシプロピルトリアルキルアンモニウムクロリドを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の毛髪固定剤組成物。